

# 地元住民と連携した森林管理

庄内森林管理署 大鳥森林事務所 和泉 慎太郎

## 1 はじめに

国有林の出先機関である森林事務所の森林官は、常時その担当する区域内的の国有林を巡視（パトロール）し、国有林の保護に努めている（表－1）。しかしながら、広大な国有林において、ひとりの森林官が巡視できる頻度や範囲には限りがあり、日々変化する国有林を適切に管理するためには、国有林のそばに居住し、国有林の資源を利用する地元住民との連携・協力が不可欠である。

表－1 森林官の巡視における留意事項

国有林野管理規程第 68 条

森林官は、他の用務に従事する場合を除き、常時その担当する区域内的の国有林野を巡視し、その巡視にあたっては特に次に掲げる事項に注意しなければならない

1. 標識類の保全
2. 盗伐、誤伐等の防止
3. 火災、虫害、鳥獣その他の被害の防除
4. 境界線、防火線、林道その他の施設の保全
5. 造林及び苗木養成の成績
6. 伐木、造林及び搬出の状況
7. 貸付地、使用地、分収林、共用林野等の利用状況
8. 鳥獣のせい息状況及び狩猟の状況
9. 伐木、造材又は木材売買を業とする者の記号、印章、刻印等の使用状況

資料：国有林野管理規程参照

本研究の目的は、山形県鶴岡市朝日地区（旧・朝日村）の国有林を調査対象地として、国有林からの資源を利用する地元住民からの聞き取り調査を中心に、国有林管理における地元住民との連携・協力関係について考察し、今後の国有林管理の展開を提案することである。

## 2 研究方法

### (1) 調査対象地

山形県旧・朝日村（朝日村は平成 17 年 10 月 1 日の市町村合併により鶴岡市になっている。以後、「朝日村」と表記）は、総土地面積 56,917ha のうち林野面積が 52,253ha と総土地面積の 92%を占めている（図－1）。保有形態別の林野面積は国有林が 38,554ha と 74%を占め、公有林は 5%、私有林は 21%である。林相は豪雪と急峻な地形により人工林が 5,306ha と 10%であり、ブナを主体とした落葉広葉樹の天然林が多い（表－2）。

表－2 旧・朝日村の林野面積の現況

単位：ha・%

総土地 面積	林野 面積	林野 率	保有形態別林野面積			国有 林率	樹林地			
			国有	公有	私有		計	人工林	天然林	人口林率
56,917	52,253	92	38,554	2,557	11,142	74	46,831	5,306	41,525	10

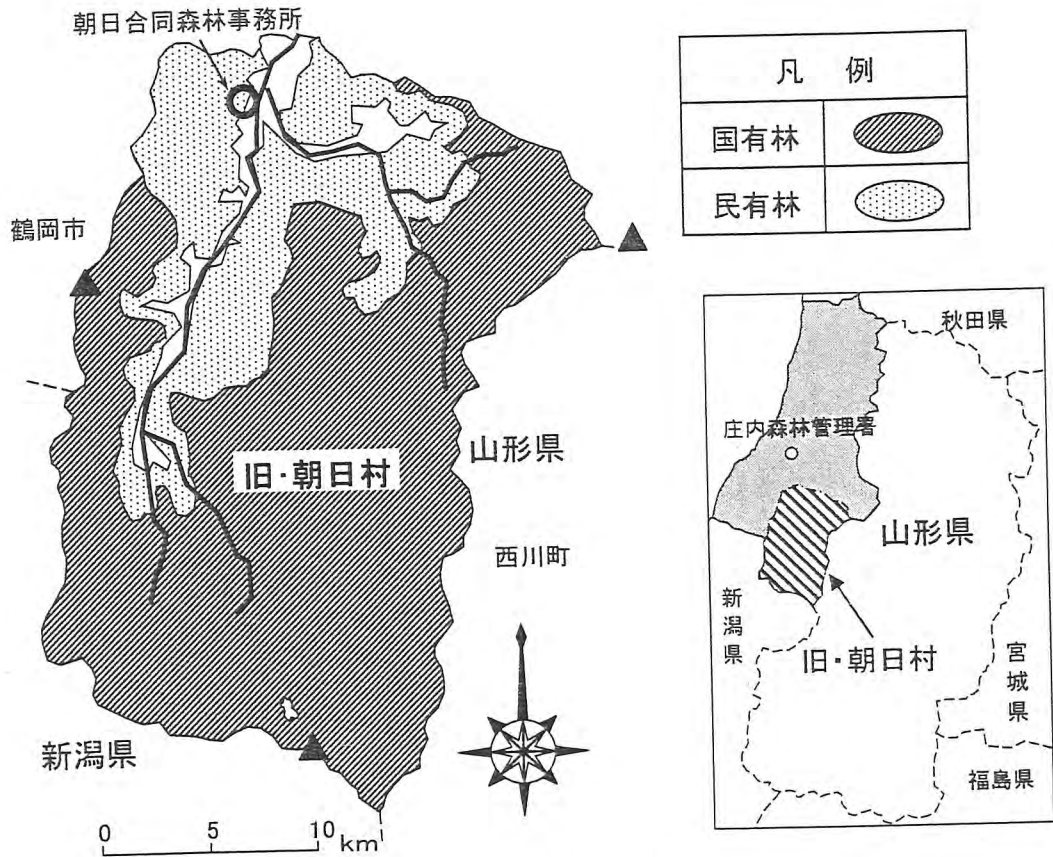


図-1 調査対象地位置図

## (2) 調査方法

地元住民による国有林の管理は、林産物資源の持続的利用が目的であり、国有林からの資源（林産物）を利用することに附随して行われるという特徴がある。そこで、本研究では朝日村において典型的な国有林の利用方法である「普通共用林野」と「狩猟」について地元住民の利用状況や管理状況などを聞き取り調査した。

調査対象者には、これら二つの利用をする地元住民の中から、各集落を代表的する9名を選んだ。

## 3 聞き取り結果と考察

### (1) 普通共用林野

#### ① まえがき

共用林野とは、国有林の管理経営に関する法律第18条に基づき、国との契約により地元住民が共同して使用または収益する国有林であり、この中の普通共用林野では、木の実、笹類、キノコ類、ワラビ、ゼンマイ等の林産物を主に採取することができる。また、共用林野の使用料は原則として有償であるが、特定の「保護義務」を負うことにより使用料の免除または減額をすることができる。

朝日村では、国有林 38,554ha のうち 27,878ha と 72%が普通共用林野である。共用林野の使用料は表-3に示す保護義務を負うことにより免除されており、保護義務の異常を発見したときは森林管理署または森林事務所にその旨を通報することになっている。

表-3 共用者の保護義務

- 
1. 火災の予防及び消防
  2. 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
  3. 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
  4. 境界標その他の標識の保全
- 

資料：国有林野の管理経営に関する法律第13条参照

## ② 聞き取り結果

### a 利用状況

朝日村では、山菜類（ワラビ、ゼンマイ、コゴミ、ネマガリタケ等）、キノコ類（ナメコ、マイタケ）の採取が従来から行われている。しかし、平成10年以前に比べると、ゼンマイ等は耕地での栽培が中心になってきており、国有林で採取する人が少なくなっている。また、天然のマイタケはサルに食べられてしまうことが多く、国有林での採取は困難になっている。このような理由に加え、地元住民の賃労働者化による現金収入源の変化は、多くの集落において国有林を利用する機会を減少させ、それに伴い、活動範囲も狭くなってきている。

### b 管理状況

普通共用林野では域外者が山菜等を採取するとき一定の料金（採取料）を徴収することができる。朝日村でも山の管理に役立てるために、かつては九つの集落において採取料を徴収していた。しかし、現在では、徴収するための人員不足、人件費の問題から徴収している集落は二つに減少している。その結果、採取料をある程度徴収できる集落では、集落を単位としたゴミ拾い、看板設置、歩道整備等の管理を行っているが、多くの集落において、山の管理は個人の自主的な活動で行われているにすぎない。

また、地元住民の保護義務への認識はほとんどなく、保護義務は果たされていない。したがって、不法伐採の跡を発見することがあっても、その事実を森林事務所には通報しない。

## (2) 狩猟

### ① まえがき

狩猟についての聞き取り調査は、朝日村の大鳥地区を中心に行った。

なお、狩猟については、国有林制度による普通共用林野のような保護義務や森林事務所等への通報の義務はない。

### ② 聞き取り結果

#### a 利用状況

現在、大鳥地区では東大鳥、西大鳥の二組に分かれて、熊狩り、ウサギの猟を行っている。その移動範囲は、約4,000haであり、大鳥地区における国有林の40%弱を占めている（図-2）。特に4月下旬から5月中旬にかけて行われる熊狩りは、残雪を利用しながら

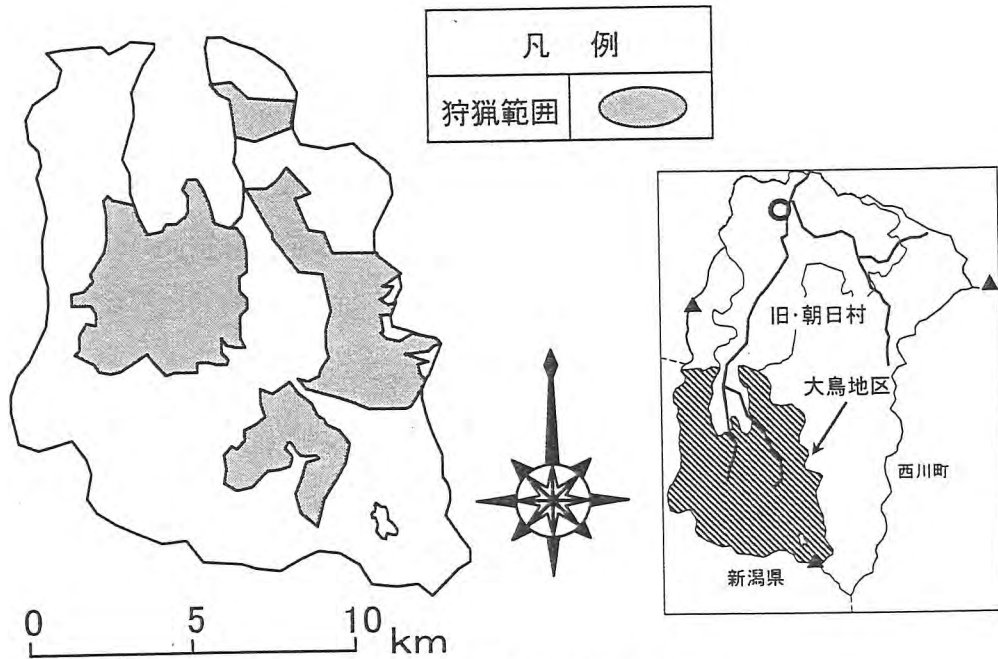


図-2 大鳥地区の狩猟範囲

広範囲に及んでいる。

しかし、狩猟者の高齢化が進むと同時に、東大鳥、西大鳥とも後継者不足の問題を抱えている。

#### b 管理状況

現在、大鳥地区ではクマの数がやや増加しており、また、サルの農作物被害が増大していることから、鳥獣の適正な保護管理に向けて狩猟者の役割は大きい。

さらに、広範囲に活動する狩猟者は、普段行けない奥山における自然環境や動植物についての貴重な情報源である。しかし、森林官とのコミュニケーション機会は少なく、狩猟範囲である国有林の状況を聴ける回数は、年に一、二度である。

### (3) 考察

地元住民の賃労働者化と耕地での山菜栽培は、現金収入源であった国有林資源への依存度を低下させている。このような状況で、地元住民は国有林の入林回数や利用範囲を減少させてきており、山を管理する意欲が低下してきている。

現在、普通共用林野においては、採取料を徴収する集落が減少してきており、集落を単位とした山の管理を難しくさせている。また、普通共用林野における保護義務の制度は、森林官が地元住民と連携した管理をするうえで、重要な役割を果たす可能性はあるが、地元住民の山を管理する意欲の低下に加え、制度への認識の低さにより機能していない。今後は、国有林事業のPRを行い、普通共用林野における保護義務への認識を高めていく必要がある。

地元住民が国有林への依存度を低下させたことは、森林官と地元住民の関係を疎遠にさせ、普通共用林野および狩猟場として利用する地元住民から、森林官が情報収集することを難しくさせている。以前は、国有林からの山菜、キノコ類の採取に加え、薪炭生産のため



めの資材を供給し、また、国有林野事業が地元での安定的な雇用機会を創出していたので、国有林の地域における存在意義は大きかった。しかし現在では、薪炭生産は解体し、地元雇用機会は減少しているため、森林官と地元住民とのコミュニケーション機会は少なくなっている。

#### 4 今後の展開

森林官と地元住民が連携・協力して国有林を管理するためには、第一に、地元住民による国有林の利用を継続、発展させなければならない。なぜなら、地元住民の管理は国有林からの資源（林産物）を利用することに附随して行われるという特徴があるからである。そこで、昭和 30 年代から大鳥地区を中心として販売しているナメコ栽培用の原木は、今後も地元住民が販売を望んでいるので、持続的に供給するべきである。また、山菜栽培は、現段階で私有地を対象として行われているが、私有地の少ない集落では、集落周辺に存在する国有林に利用を拡大することも考えられる。

第二として、森林官は地元住民からの情報収集に努めるとともに、地元住民へ国有林野事業を積極的にPRする必要がある。普通共用林野の契約にあるような、制度としての報告を待つのではなく、狩猟者なども含め、自分の足で情報を得なければならない。そして、地域行事や集落単位の会議に積極的に参加するなどして、地元住民と疎遠になることを避け、様々な情報を得られるような関係作りが必要である。

#### 5 まとめ

森林官が地元住民と連携した森林管理を行うことは、山火事の予防や消防において効果的である。また、地元住民は国有林利用に附随して管理を行うので効率的であり、現金収入源として国有林を利用すれば森林管理に継続性が期待できる。

今後、森林官は地元住民との関係をさらに深めつつ、連携することにより、地域や時代のニーズに応じた適切な森林管理を行っていく必要がある。